

## 新型コロナウイルス感染防止のためのマニュアル 3

大学校ではこれまでに2回「新型コロナウイルス感染防止のためのマニュアル」を皆さんに提示し、感染症対策をお願いしてきました。既に感染防止に対する行動は、私生活においても定着しているものと期待しています。

この度、AI顔認証サーモグラフィカメラ(本館1Fロビー)と、普通教室の机上用に学生数分のデスクパーテーションを購入しました。学生の安全と健康を第一に考え、より一層の感染防止対策の強化へ取り組んでいます。

次に、皆さんへの教育の保障ですが、授業においてはICT環境を少しずつ整えることができています。ハード・ソフトの両面で遠隔教育に磨きを懸けていきたいと考えています。臨地実習については、不安を持っておられることと思います。京都府の指導を仰ぎながら、単位修得に責任を持つと共に、少ない経験から多くの学びができる教育方法の工夫をしていきます。

どうぞ、制約の多い中ですが、自己の健康管理にはくれぐれも留意し、目的を達成する強い意志を持ち続けてくださるよう切に願います。

以下、大きく変更しているところもあります。必ず、一文一文をしっかりと読み、守ってください。

### 1. 遵守する原則的行動

- (1) 登校前、家で体温を測定し、37.5度以上の発熱・咳等の健康異常のある場合は、登校はせず学校へ連絡する。また、速やかに受診し、医師の指示に従う。高熱等で、受診行動のとれない者は、家族・学校に援助を求める、又は、救急車の要請を行う。
- (2) 臨地実習開始2週間前(実習施設によっては1カ月前)からアルバイトを禁止する。また、2週間前からの健康管理記録表を実習施設に提出できるようにする。
- (3) 常時、マスクを着用し、マスクを付けていないときの会話は自粛する。公私を含めて、会食は避ける努力をする。
- (4) 常に3密を避けた行動を徹底する。特に、身体距離を離す、換気を行う。
- (5) 手洗い・手指消毒・含嗽を必要時行う。特に、学校内へ立入るときや、不特定多数が利用する物に触れる場合には消毒を徹底する。
- (6) 脱水・熱中症に注意し、小まめに水分補給する。
- (7) 学校使用時間は、8時30分から17時とする。施設使用時間を厳守する。
- (8) 学外からの入校は、入り口を正面玄関一カ所とし、密になることを避け、AI顔認証サーモグラフィカメラ(自動体温測定器)前を必ず通過する。東館で授業が行われる場合も、正面玄関を利用する。高体温の場合、ロビーの赤いソファに待機し、再度、検温を行う。

(本館正面入り口の一カ所から集中して学校内に入ることになるが、かなり精度の高い器械でスムーズに進むことができる。身体距離を意識して通過する。出口は従来通り、どの扉からも学校外へ出ることが出来る。)

- (9)授業は、学生個々の机上にデスクパーテーションを設置し、マスクを着用したままで受ける。グループワーク時にも活用する。(飲食時以外は、マスクの着用は継続する。)
- (10)食事は教室で行い、会話の自粛と、デスクパーテーション内で飛沫が飛ばないように食する。
- (11)大学校での滞在時間を短くし不要・不急の滞在を控える。また、登校後は学校外への外出を自粛する。
- (12)不安や悩み事があれば早めに教職員や心理カウンセラーに相談する。

## 2. 施設の使用について

- (1) 教室は、8月18日(火)から、デスクパーテーションを用いることで、学習効果を鑑み、40人授業とする。但し、1学年は東館講堂・大会議室を使用する。(現在、東館は1年次生が使用しているが、8月31日より、2年次生が東館を使用する。)

8月17日(月)の登校教室は、以下の通り

- ・看護学科 1年次生 東館3階講堂
- ・看護保健学科 1年次生 東館2階大会議室
- ・看護学科 2年次生 談話室(4時間目に談話室を原状復帰し、本館2階第2教室へ)
- ・看護保健学科 2年次生 4階実習室(2時間目終了後、原状復帰し、北館2階第6教室へ)
- ・看護学科 3年次生は、第3教室、4年次生は、第4教室
- ・看護保健学科 3年次生は、第7教室、4年次生は第8教室

- (2)図書室は、他者との身体距離をとり、30分以内の滞在時間を心がける。
- (3)談話室での飲食は禁止する。座席を3密を避ける為に半数とするが、着座する座席がない場合は、在室できない。滞在時間を短くするよう心がける。(給湯器・電子レンジ・冷蔵庫使用可)
- (4)保健室、情報処理室、ロッカー室の使用は、3密を避けて使用する。
- (5)学生掲示板は、当面使用せず、必要な連絡はチームスを活用する。
- (6)事務室は、所用のある場合は入室し、できる限り速やかに用を済ます。
- (7)実習室使用については、実習室マニュアルに沿って行動する。更衣については、指示する。

## 3. 感染者(疑いを含む)発生時の対応

- (1)クラスまたは臨地実習グループに、発熱者及びコロナ疑いの学生が生じた場合、在籍クラス及び在籍実習グループは、休講またはオンライン授業に切り換える。
- (2)医師の診断に基づき、PCR検査を受ける必要性がないことが確定した場合、通常に戻る。また、PCR検査を行った場合は、その結果が判明するまでは、休講またはオンライン授業とする。

- (3) 学生、教職員、同居者等が感染したことが判明した場合、濃厚接触者等となった場合は、保健所、関係機関の指示に従う。実習施設にあっては、その施設の指示に従う。
- (4) 具体的指示は、一斉配信メール又は、チームス等で知らせる。

#### 濃厚接触者の定義

患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

\*感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者

（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）